

○さいたま市ホテル等建築適正化条例

平成13年5月1日

条例第265号

(目的)

第1条 この条例は、ホテル等の建築の適正化に関し必要な事項を定めることにより、住民の清浄な風俗環境を保持し、かつ、快適で良好な都市環境を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設をいう。
- (2) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号から第15号までに規定する建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同法第87条第1項に規定する用途の変更をいう。

(ホテル等を建築し、又は建築しようとする者の責務)

第3条 ホテル等を建築し、又は建築しようとする者は、ホテル等の設置場所及び構造、設備、形態等が、住民の清浄な風俗環境の保持及び快適で良好な都市環境の形成に反するものとならないようにしなければならない。

(ホテル等の基準)

第4条 ホテル等は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。ただし、市長が住民の清浄な風俗環境の保持及び快適で良好な都市環境の形成に反するおそれがないと特に認める場合に限り、本項各号の一部又は次項の規定を適用しないことができる。

- (1) 客その他の関係者（以下「客等」という。）が、営業時間中必ず通過し、自由に入りすることができ、かつ、外部から内部を見通すことができる玄関を有すること。
- (2) 玄関に近接し、客等が自由に利用することができるロビーを有すること。
- (3) ロビーと一体で、開放的に客等と応接できるフロント又は帳場を有すること。
- (4) 食堂、レストラン又は喫茶室（以下「食堂等」という。）及びこれらに付随する調理室、配膳室等の施設を有すること。
- (5) 応接、会議、宴会、催物等各種集会の用に供することのできる施設を有すること。
- (6) ロビー又は食堂等の共用の施設付近に設けられた便所及び洗面所を有すること。
- (7) 客等が、玄関、ロビー等の共用の施設を通り、客室に入る構造になっていること。

- (8) 総客室に対する定員別の客室の構成が、規則で定める割合を有すること。
 - (9) 内装及び照明装置、装飾品、ベッド等の内部設備が客等の性的感情を刺激しない清楚なものであること。
 - (10) ホテル等の設置場所が学校、児童福祉施設、社会教育施設等の公共・公益施設との地理的調和が図られていること。
 - (11) ホテル等（附属する広告物を含む。）の形態、意匠及び色調が付近の地域環境に調和しているもので、かつ、都市景観上の配慮がなされていること。
- 2 前項第2号から第5号までに掲げるホテル等の基準については、業種及び収容人数に相応した規模及び態様のもとしなければならない。

（申請及び同意）

第5条 ホテル等を建築しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、その同意を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにさいたま市ホテル等建築審議会に諮り、同意の可否を決定するものとする。

（同意の制限）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請に係るホテル等が、第4条第1項及び第2項に規定するホテル等の基準に適合していないと認めるときは、当該ホテル等の建築について同意することができない。

（計画の公開）

第7条 ホテル等を建築しようとする者は、規則で定めるところにより、事業の概要等を記載した表示板を建築予定地の公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

- 2 前項の表示板に記載されている建築によって住環境に影響を受けるおそれのある住民（以下「関係住民」という。）は、当該ホテル等を建築しようとする者に対し、当該建築の計画について説明を求めることができる。
- 3 当該ホテル等を建築しようとする者は、前項の規定により関係住民から説明を求められたときは、これに応じ、かつ、当該建築の計画について理解されるよう努めなければならない。

（指導等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、ホテル等を建築し、又は建築しようとする者に対して、ホテル等の建築について必要な指導又は助言を行うことができる。

（中止命令等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該ホテル等の建築の中止を命じ、又は相当の期間を定めて変更若しくは原状の回復を命ずることができる。

(1) 第5条第1項の規定による同意を得ずにホテル等を建築し、又は建築しようとする者

(2) 虚偽の申請によりホテル等を建築し、又は建築しようとする者

(違反事実の公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該事実を公表することができる。

(立入調査)

第11条 市長は、ホテル等の建築に対し、指導若しくは助言又は中止命令等を行うため必要と認める限度において、職員にホテル等、ホテル等の敷地又は建築現場に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(審議会の設置等)

第12条 市長の諮問に応じ、この条例の施行に関する重要な事項を調査又は審議するため、さいたま市ホテル等建築審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員11人以内で組織する。ただし、特別な事項を審議する場合には、2人以内の臨時委員を加えることができる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時委員の任期は、第3項の規定にかかわらず、当該審議事項に関する審議が終了するまでとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の大宮市ホテル等建築適正化条例（昭和62年大宮市条例第27号）の規定によりなされた処分、手続その

他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の旅館業を目的とした建築の規制に関する条例（昭和46年与野市条例第7号）の規定により合併前の与野市長の同意を得た旅館業を目的とした建築物については、なお従前の例による。

4 施行日の前日までに、埼玉県知事又は合併前の浦和市長の行政指導により旅館等設置審査申請書を提出した旅館等の建築物については、なお従前の例による。

（岩槻市の編入に伴う経過措置）

5 岩槻市の編入の日の前日までに、埼玉県知事の行政指導により旅館等設置審査申出書を提出した編入前の岩槻市の区域内の旅館等の建築物については、なお従前の例による。

（追加〔平成17年条例122号〕）

附 則（平成17年3月25日条例第122号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月5日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。